

JIS

原油及び石油製品－蒸気圧の求め方－ 第 1 部：リード法

JIS K 2258-1 : 2009

(PAJ)

平成 21 年 3 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 化学製品技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	宮 入 裕 夫	東京医科歯科大学名誉教授
(委員)	大 石 奈津子	財団法人日本消費者協会
	奥 山 通 夫	社団法人日本ゴム協会
	笠 野 英 秋	拓殖大学
	加 茂 徹	独立行政法人産業技術総合研究所
	田 中 誠	財団法人鉄道総合技術研究所
	香 山 茂	財団法人化学技術戦略推進機構
	高 橋 信 弘	東京農工大学
	西 川 輝 彦	石油連盟
	西 本 右 子	神奈川大学
	林 田 昭 司	社団法人日本化学工業協会
	堀 友 繁	財団法人バイオインダストリー協会
	中 田 亜洲生	昭和シェル石油株式会社
(専門委員)	村 重 正 行	日本プラスチック工業連盟
	村 井 陸	財団法人日本規格協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 21.3.20

官 報 公 示：平成 21.3.23

原 案 作 成 者：石油連盟

(〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-9-4 経団連会館 TEL 03-3279-3811)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：化学製品技術専門委員会 (委員長 宮入 裕夫)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 試験の原理	2
5 試験器	2
6 試料の採取方法	3
7 試料の準備	3
8 試験器の準備	4
9 試料の移替え及び蒸気圧ポンベの組立	4
10 試験の手順	6
11 次回の試験のための試験器の準備	7
12 結果の表し方	8
13 精度	8
14 試験結果の報告	9
附属書 A (規定) 試験手順 A, C 及び D 用の試験器	10
附属書 B (規定) 試験手順 B 用の試験器	16
附属書 JA (参考) 試験方法の種類	18
附属書 JB (参考) JIS と対応する国際規格との対比表	20
解 説	25

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、石油連盟(PAJ)から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。これによって **JIS K 2258:1998** は廃止され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権及び出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

JIS K 2258 の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS K 2258-1 第 1 部：リード法

JIS K 2258-2 第 2 部：3 回膨張法

原油及び石油製品－蒸気圧の求め方－

第 1 部：リード法

Crude petroleum and petroleum products－Determination of vapour pressure－Part 1: Reid method

序文

この規格は、1999 年に第 3 版として発行された **ISO 3007** を基に作成した日本工業規格であるが、国内の実情に合わせるため、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JB** に示す。

警告 この規格は、危険な試薬、操作及び試験器を用いることがあるが、安全な使用法をすべてに規定しているわけではないので、この試験方法の使用者は、試験に先立って、適切な安全上及び健康上の禁止事項を決めておかなければならない。

1 適用範囲

この規格は、揮発性で、かつ、非粘ちょう性の石油製品の 37.8 °C における蒸気圧をリード法によって求める方法について規定する。ただし、酸素化合物を含む石油製品については、炭素数が 5 以上のエーテル類は体積分率 15 % 以下、エタノールは体積分率 10 % 以下、炭素数が 3 以上のアルコール類は体積分率 7 % 以下のものだけに適用する。

蒸気圧が 10 kPa を超える揮発性原油に適用する場合は、**箇条 13** の精度規定は、適用できない。

この規格は、四つの試験手順(A～D)を規定する。試験手順 A 及び試験手順 B は、蒸気圧が 180 kPa 以下の航空ガソリンを除く原油及び石油製品に適用する。試験手順 C は、蒸気圧が 180 kPa を超える石油製品に適用する。試験手順 D は、蒸気圧が 50 kPa 以下の航空ガソリンに適用する。

注記 1 **JIS K 2258** の規格群には、**附属書 JA** に示す試験方法がある。

注記 2 メタノールを含む試料及び酸素化合物がこの規格の適用範囲を超える試料の場合は、**JIS K 2258-2** に規定する方法がある。また、液化石油ガスの場合は、**JIS K 2240** に規定する方法がある。

注記 3 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 3007:1999, Petroleum products and crude petroleum－Determination of vapour pressure－Reid method (MOD)

なお、対応の程度を表す記号 (MOD) は、**ISO/IEC Guide 21** に基づき、修正していることを示す。